

平成19年8月20日
農 林 水 産 省

平成19年7月5日に混入を確認したアメリカ産うるち精米の異物 について

平成19年7月5日にアメリカ産うるち精米に混入を確認した「カビ状の異物」(7月6日公表)について、分析・同定を行った結果、アフラトキシンは検出しなかったが、シトリニンを産生する可能性のあるカビ(ペニシリウム・ミクチンスキー)を同定したため、検査を実施した。

同一本船における同一ロットの米穀(11,934トン)の移動を凍結してきたが、当該米穀についてカビの発生の有無を検査したところ、カビの菌体は認められなかった。

このため、当該米穀については、8月20日付けをもって移動の凍結を解除した。

なお、当該米穀の使用に当たっては、今後ともカビの混入の有無について確認し、異常のないもののみを使用することとしている。

また、7月5日に異物の混入を確認した1袋(30kg樹脂袋入り)については、事故品として扱い、非食用向けに使用することとしている。

お問い合わせ先

総合食料局食糧部消費流通課米穀販売班

代表 03 - 3502 - 8111

直通 03 - 6744 - 2076

担当 石野・久保(内線4230)